

規範

おとり捜査とは、捜査機関又は捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働きかけ、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで検挙する捜査手法である。

対象者が自らの意思で犯罪を実行しているから、意思に反して重要な権利利益を実質的に制約しているとは言えないため、おとり捜査は強制処分には当たらない。

おとり捜査の問題点は、国家が本来保護すべき法益を国家自ら侵害し、あるいはその危険を惹起している点にある。そのため、おとり捜査の任意捜査としての適法性は、かかる法益侵害または危険の惹起を正当化するだけの捜査の必要性があり、法益侵害またはその危険への国家の寄与度が捜査の必要性を加味した上で相当と認められる場合に適法と判断するべきである。

Point

- おとり捜査の定義を明示する必要がある（「令和4年司法試験採点実感」）
- 一般的な任意捜査の場合は、対象者の人権制約が許されるかが問題となるのに対し、おとり捜査については、国家が法益侵害やその危険を惹起するのが許されるのが問題になる。そのため、任意捜査の限界の規範とは使い分けが必要（「令和4年司法試験採点実感」）。

過去問（司法）：H22, R4

過去問（予備）：H24

過去問（実務基礎）：